

伊豆半島ユネスコ 世界ジオパークが誕生

地域の活動、地質価値に高い評価



ユネスコ（国連教育科学文化機関）は4月17日、ユネスコ世界ジオパークに伊豆半島ジオパークを含む13地域を新たに認定しました。地質遺産の国際的価値と下田市を含む伊豆半島15市町の活動が高く評価された結果です。

ユネスコ世界ジオパークと 伊豆半島ジオパーク

ユネスコによると、ジオパークとは、国際的に地質学的価値のある場所や景観が『①保全②教育③持続可能な開発』の3点で一体となった考え方により管理された、一筆書きで描くことができる地理的エリアを指しています。

伊豆半島ジオパークは陸地だけでなく、海岸から3キロメートルの海域も含んでおり、このエリアの中で、地質的に貴重な場所など114か所をジオサイトと呼び、主な見どころとしています。



ジオパークでは、地域のあらゆる自然・文化遺産と関連づけて、地質遺産を活用することが重要です。

地質遺産がいかに重要であるかという住民の意識を高めることで地域に対する理解や誇りを与え、一体感を強めることで地域の地質資源を保護しながら、ジオツーリズムを新たな収入源の一つとしていくことなどが期待されます。ユネスコ世界ジオパークは、国内では9地域目であり、世界全体では、38か国140地域が認定されています。

15市町一丸で取り組んだ結果

世界認定の一報は4月17日夕方に届き、伊豆半島ジオパークミュージアム「ジオリア」でその瞬間を待っていた関係者達から一斉に歓声が上がりました。翌18日に行われた記念式典では、川勝平太県知事の「伊豆半島の15市町が一丸となって取り組んだ結果、地球の宝物として正式に認められた」という言葉をはじめ、喜びと感謝の声が相次ぎ、皆でくす玉を割って祝いました。



持続可能な伊豆半島へ

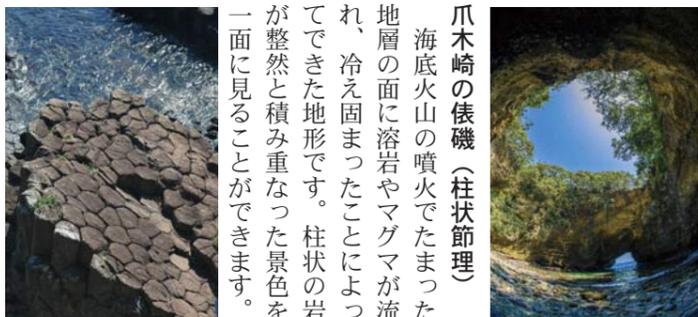
ユネスコ世界ジオパークへの認定は、皆さまの生まれ育った大地が世界的価値を有していることを意味します。普段目にしている山々や海岸の地形が、伊豆半島の特異な成り立ちによっていることを知ることで、郷土への誇りも高まることでしょう。

今回の世界認定はゴールではありません。4年ごとに再審査があり、活動の評価が下がれば世界認定も取り消されてしまいます。その意味では、今が発見のときです。貴重なジオサイトを保全しつつ、地域振興等に活かし、世界に誇れる持続可能な伊豆半島を皆で作りに上げていきましょう。

市内のジオサイト

市内にあるジオサイトの一部を紹介いたします。

龍宮窟
長い時間をかけて波によって削られた、海食洞と呼ばれる洞窟の天井が崩れることによつてできた地形です。龍宮窟の天窓は、伊豆各地にある中でも最大級の大きさを誇っています。



爪木崎の俵磯（柱状節理）

海底火山の噴火でたまつた地層の面に溶岩やマグマが流れ、冷え固まつたことによつてできた地形です。柱状の岩が整然と積み重なつた景色を一面に見ることが出来ます。

今年度の広報しもだで市内を含めたジオサイト紹介を定期的に行ってまいりますので、皆さまも「南から来た火山のおくりもの」を探しに出かけてみてはいかがでしょうか。

詳細は、伊豆半島ジオパーク推進協議会の公式ウェブサイトやSNSでご確認ください。

問合せ先
伊豆半島ジオパーク推進協議会
観光交流課観光戦略係
☎0520-223913
(窓口)☎223913

地籍調査実施のお知らせ

市では昨年度から、地籍調査事業に着手しています。地籍調査とは、一筆ごとに土地の所有者・地番・地目・境界等を確認し、境界位置の測量と面積算定を実施し、現在登記されている土地情報の変更を行うものです。調査の流れは、次のとおりです。

- ①住民への説明会
調査に先立って、住民への説明会を実施します。
- ②一筆地調査
一筆ごとの土地について、土地所有者の立ち合いなどにより、所有者、地番、境界等の確認をします。
- ③地籍測量
地球上の座標値と結びつけた、一筆ごとの正確な測量を行います。
- ④成果の閲覧・確認
地籍簿と地籍図の案を閲覧にかけ、確認する機会を設けます。
- ⑤成果の活用と登記所への送付
地籍調査の成果を、土地の売買、土地トラブルの防止、災害の復旧、各種行政運営等に活用します。

登記所では、登記簿が書き改められ、地籍図が備え付けられます。

●今後の予定●
昨年度は、三丁目の一部地域で地籍調査を行うための基準点を設置し、一筆地調査（所有者立会の下境界、地目などを確認する調査）を行いました。今年度はその成果をとりまとめ、地籍調査結果を土地所有者の方に確認していただく「閲覧」を行います。7月初旬ごろに20日間程度の期間を予定していますが、詳細が決まり次第、対象者の方に通知をさせていただきます。

また、新たな調査区域として二丁目の一部の地籍調査を開始します。今後、調査に該当する港区・広岡西区・広岡東区・中央区の方々を対象に説明会の開催や広報等を通じて周知させていただきます。

期間中は、ご迷惑をお掛けしますが、ご理解とご協力をよろしく願います。

問合せ先 建設課土木管理係
☎222219

地震による倒壊から命を守るプロジェクト

TOUKA-I-O

問合せ先 建設課都市住宅係 ☎22219

大規模地震による家屋の倒壊から命を守るため、またブロック塀の倒壊などで避難路が塞がることを防ぐため、木造住宅の耐震化・ブロック塀の撤去、改善を行います。

木造住宅の耐震化



対象

昭和56年5月31日以前に建築（着工）した木造住宅（戸建住宅・長屋・共同住宅）が対象です。耐震診断、補強計画作成、補強工事までのそれぞれの行為で補助金等を受けることが出来ます。

詳細はお気軽にお問い合わせください。

無料診断

市から派遣する耐震診断補強士が耐震診断を実施します。診断費用は助成により無料です。

補強計画の作成

耐震診断の結果、耐震性のない建物についての補強計画を作成し、その費用の一部を助成します。

補助金額
一般世帯 9万6千円
高齢者（65歳以上）のみの世帯等 14万4千円

耐震補強工事
補強計画に基づき、耐震補強工事を実施し、その費用の一部を助成します。

補助金額
一般世帯 50万円
高齢者（65歳以上）のみの世帯等 70万円

耐震補強工事についての加算

・工事のPRをする住宅は15万円の上乗せがあります。
・DID地区（人口集中地区）で、次の要件を満たす住宅は30万円の上乗せがあります。

ブロック塀の撤去・改善



撤去の場合

地震発生時に倒壊、または転倒の危険性のあるブロック塀

補助金額
工事費と「8,900円×長さ（m）」を比較して安い額の2分の1（上限10万円）

改善の場合

県の定める緊急輸送路（国道135号線・136号線・414号線）及び避難地等に面するブロック塀。

補助金額
工事費と「38,400円×長さ（m）」を比較して安い額の2分の1（上限25万円）

